

「神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務」協力事業者の公募実施要領

一般財団法人神戸住環境整備公社（以下、「当公社」という。）は、神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務（以下、「対象業務」という。）を受託するための体制強化に取り組んでいます。そこで、対象業務を当公社と共に共同企業体として受託いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を下記のとおり募集いたします。

当公社と対象業務をやってみようと思われる事業者のみなさんのご応募をお待ちしています。

記

1. 対象業務の事業名称及び期間

事業名称 神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務

事業期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（予定）

2. 当公社との共同企業体の結成期間

令和5年10月30日～令和9年3月31日（予定）

※ただし、対象業務に係る神戸市一般会計予算が成立しない場合は解散する場合があります。

3. 予定価格の算定

予定価格の算出は、諸元一覧（別紙1～5）をもとに、年間想定水量を1,265,000 m³として算定すること。

4. 対象施設（概要）

神戸市農業集落排水処理施設

(1) 処理場（25ヶ所）及びマンホールポンプ（213ヶ所）

(2) 管路（延長約252km）

5. 協力事業者の選定方法

協力事業者の選定は、一般公募し、応募者から提出のあった書類を審査のうえ、参加資格を満たした応募者の中で価格評価にて決定する。

6. 協力事業者決定までのスケジュール

| 日程 | 内容 | 備考 |
|-------------------------|----------------|----|
| 令和5年10月3日（火）～10月12日（木） | 実施要領書等の公表 | |
| 令和5年10月13日（金）～10月17日（火） | 公募参加資格審査申請受付期間 | |
| 令和5年10月20日（金） | 資格審査結果通知 | |

| | | |
|-------------------------|--------------------------------|--------------|
| 令和5年10月23日(月)～10月24日(火) | 質疑受付期間 | 最終日は 正午まで |
| 令和5年10月25日(水) | 質疑回答予定日時 | 午後1時 以降 |
| 令和5年10月26日(木)～10月27日(金) | 見積書提出期限 | 最終日は 正午まで |
| 令和5年10月27日(金)～ | 協力事業者の決定、協定書の 締結、対象業務への応募準備 | 正午以降 |
| 令和5年10月31日(火)～11月7日(火) | 当該業務への応募 | |

7. 公募参加資格の要件

次に掲げる要件をすべて満たすものに限り、協力事業者の公募への参加資格を有するものとする。

(1) 公募参加者の構成等

- ア 単独企業または、共同企業体であること。
- イ 共同企業体は、公募参加資格審査申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名について明らかにすること。
- ウ 共同企業体である場合、公募参加資格審査申請書等の提出後、代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情があると当公社が認めた場合に限り認めるものとする。
- エ 単独企業及び共同企業体の構成企業は、本件公募において他の共同企業体の構成企業になることはできない。

(2) 共同企業体の場合に必要とする資格要件

- ア 結成方法は自主結成とする。
- イ 構成員の数は、代表企業含む3社までとする。
- ウ 代表企業は、出資比率が構成員中最大であること。

(3) 応募に必要な資格要件

| 必要な資格要件 | 資格の要否 | |
|---|-------|--------|
| | 単独企業 | 共同企業体 |
| ア 神戸市に本店もしくは支店があること。 | 要 | 全構成員が要 |
| イ 令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。 | 要 | 全構成員が要 |
| ウ 公募参加資格審査申請受付期間の最終日から協力事業者の決定の日までの間において、神戸市指名停止基 | 要 | 全構成員が要 |

| | | |
|---|---|--------------|
| 準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止及び当公社から指名停止を受けていないこと。 | | |
| エ 公募参加資格審査申請受付期間の最終日から協力事業者決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。 | 要 | 全構成員が要 |
| オ 法令上許可・認可等を必要とする場合にあっては、その許可・認可等を受けていること。 | 要 | 全構成員が要 |
| カ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納していないこと。 | 要 | 全構成員が要 |
| キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表構成員として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。 | 要 | 全構成員が要 |
| ク 浄化槽汚泥の収集・運搬の許可を神戸市長より受けていること。 | 要 | 収集を行う構成員が要 |
| ケ 業務実績 過去15年以内に農業集落排水処理施設の維持管理等の実績を有すること。 | 要 | 全構成員が要 |
| コ 有資格者・有経験者・作業従事者 ① 第3種電気主任技術者以上 ② 第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 ③ 一般廃棄物管理責任者 ④ 浄化槽法第10条第2項に規定する技術管理者 ⑤ その他維持管理業務に必要な資格者 ⑥ その他労働安全衛生法で必要な資格者 | 要 | 当該業務を行う構成員が要 |
| サ 浄化槽の保守点検 神戸市浄化槽保守点検業登録業者であること | 要 | 当該業務を行う構成員が要 |

8. 公募参加資格申請時に提出する書類等

(1) 受付期間

令和5年10月13日(金)～10月17日(火) (土曜・日曜は除く。) (必着)

※各日、午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

〒653-8768

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号(新長田合同庁舎8階)

一般財団法人 神戸住環境整備公社 経営企画部 総務課 契約担当

Tel 078-647-9710

(3) 提出方法

提出場所に持参もしくは郵送すること。

持参の場合は、事前に電話連絡をすること。

(4) 提出部数

各2部

(5) 必要な提出資料

(*印があるものは、共同企業体である場合は、すべての構成員分を提出すること)

ア 公募参加資格審査申請書(様式1)

イ *会社概要

ウ *役員名簿

エ 共同企業体結成届出書(様式2)

オ *業務実績書(様式3)

公募参加資格があることが判断できる受託実績を記載し、契約書等の写しを添付すること。

カ *資本関係・人的関係調書(様式4)

キ *直近3年間の貸借対照表及び損益計算書

ク *法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近の3年分)

ケ *滞納がないことが証明できる納税証明書

(6) その他

ア 書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、協力事業者への公募参加資格の認定を取り消す。

9. 公募参加資格の審査と通知

公募参加資格について、提出のあった書類を審査し、その結果を参加資格申請者へ電子メールにて通知する。

10. 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年10月23日(月)～10月24日(火)正午まで

(2) 質疑回答予定

令和5年10月25日(水)午後1時以降

(3) 方法

ア 質疑がある場合は、質問票(様式5)に必要事項を記載し、電子メールにて
(somu_keiyaku@kobe-rma.or.jp)宛てに、データを添付して送信すること。

(口頭、電話、FAX等による受付は行わない)。

なお、電子メール送信後、総務課(647-9710)へ受信確認の電話をすること。

イ 回答は、電子メールにて通知する。この回答は、実施要領等を補足する効力を持つものとする。

11. 見積書・業務内訳書の受付

(1) 受付期間

- 令和5年10月26日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
- 令和5年10月27日(金)午前9時から正午まで(必着)
- 令和5年10月27日(金)午後13:30より見積もり合わせの結果をお知らせしますので、提出場所へお越しく下さい。

(2) 提出場所

〒653-8768

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号(新長田合同庁舎8階)

一般財団法人 神戸住環境整備公社 経営企画部 総務課 契約担当

Tel 078-647-9710

(3) 提出方法

封筒に見積書及び業務内訳書を入れ、封緘のうえ、提出場所に持参すること。

持参の前に、電話連絡をすること。

(4) 提出部数

1部

(5) 必要な提出書類

- ア 見積書(様式6) 3か年の合計を記載のこと
- イ 業務内訳書(様式7) 3か年分を記載のこと

(6) その他

- ア 見積金額は、当該業務に係る経費の全て(見積対象外除く)を含めた額とすること。
- イ 見積金額と業務内訳書の金額は一致していること。
- ウ 見積金額の前に¥を記載すること。
- エ 見積書に記名押印のものが無いこと。
- オ 金額は訂正しないこと。

12. 協力事業者の選定と通知等

(1) 優先交渉権者及び次点者等の選定と通知

見積金額が予定価格の制限範囲内で、最低の価格をもって見積もりした協力事業者を優先交渉権者及び次点者とし選定委員会にて選定する。選定結果は、見積書提出者全員に通知する。なお本件に関する不服申し立て等は認めない。

(2) 優先交渉権者及び次点者との協議

当社は優先交渉権者との間で、詳細な業務分担、出資比率の協議を行い、協力事業者を決定し、協定を締結する。なお、優先交渉権者との協定書締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行い、協力事業者を決定し、協定を締結する。

(3) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加要件に該当しない場合
- イ 受付期間内に必要な書類が提出されなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき

13. 協力事業者が行う業務

- (1) 処理施設・マンホールポンプ運転管理
- (2) 遠方監視システムの監視
- (3) 汚泥運搬
- (4) 水質分析（採水共）、分析結果による処理施設運転調整
- (5) 浄化槽法 11 条検査
- (6) N/P、COD 自動測定器保守点検
- (7) N/P（特廃酸）処分
- (8) 薬品購入（消毒剤、ポリ鉄）
- (9) 自家用電気設備保全管理
- (10) 消防設備点検
- (11) 処理施設、マンホールポンプの修繕に係る発注・監督業務
- (12) 管路維持管理(緊急対応)
- (13) 使用料の徴収、減額及び免除に関する業務
- (14) その他（消耗品等の調達）
- (15) 報告書等の提出書類作成・調製

14. 当公社が行う業務

- (1) 神戸市等関連機関との連絡調整及び報告書等の取りまとめなど業務全体の総括
- (2) 施設の改築更新や運転の効率化・省力化など改善に関するマネジメント
- (3) 公共料金（光熱水費）の支払い関係
- (4) その他の業務
排水汚水量の認定に関する業務

15. その他

- (1) 対象業務の委託先に選定されなかった場合は、当選定の結果も無効となり、この場合、当選定により選定された事業者には、なんらの権利も生じない。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 応募者は、この応募要領等を熟読し、遵守すること。
- (4) 応募者は、選定後、この応募要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

16. 問い合わせ先

〒653-8768

神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号（新長田合同庁舎 8 階）

一般財団法人 神戸住環境整備公社 経営企画部 総務課 契約担当

Tel 078-647-9710

以上